

大分市公告第167号

次のとおり、令和7年度佐野地区森林整備境界明確化業務委託を公募型プロポーザル方式で実施するので、公告する。

令和7年4月11日

大分市長 足立 信也



1 業務の目的

本業務は、森林環境譲与税を活用した森林整備事業の一環であり、既存データや受託者が持つ技術を活用し、対象範囲における土地の境界案を作成し、土地所有者に対し、同意取得を行うことで、土地の境界を明確にすることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度佐野地区森林整備境界明確化業務委託
- (2) 業務内容 令和7年度佐野地区森林整備境界明確化業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (4) 契約期間 契約締結の翌日から令和8年3月19日（木）まで
- (5) 提案上限額 15,323千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件

提案書の提出日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者
- (5) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）による「入札参加有資格者登録名簿」に業種区分「調査・研究」で登録されている者
- (6) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年大分市告示第553号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと
- (7) 市税を完納していること

4 選定方法

- (1) 受託事業者は、令和7年度佐野地区森林整備境界明確化業務委託受託者選定要領に基づき市長が決定する

- (2) 選定は、評価基準表（別紙１）に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査により行う
- (3) 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査員の多数決により選定する
- (5) 選定結果は提案者すべてに通知する

5 参加手続き等

プロポーザルの参加手続きは以下のとおりとする

(1) 担当部局

- ①名称 大分市農林水産部林業水産課林業担当班
- ②所在地 〒８７０－８５０４ 大分市荷揚町２番３１号
- ③連絡先 TEL：０９７－５３７－５７８３（直通） FAX：０９７－５３３－５１２３
メールアドレス：rinsuil@city.oita.oita.jp

(2) 仕様書等の交付

- ①交付期間 公告日から令和７年５月９日（金）まで
- ②交付場所 (１)に同じ
- ③交付方法 交付場所で直接受け取り、もしくは「大分市ホームページ」よりダウンロードすること
ホームページアドレス <http://www.city.oita.oita.jp/>
※交付時間は８時３０分～１７時１５分（土日、祝日を除く。）

(3) 参加表明書等の提出

- ①提出期間 令和７年４月１１日（金）から令和７年５月９日（金）
１７時１５分（必着）
- ②提出場所 (１)に同じ
- ③提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）
※持参の場合は８時３０分～１７時１５分（土日、祝日を除く。）
- ④提出書類 参加表明書（様式第１号）正本１部

(4) 仕様書等に関する質問・回答

- ①受付期間 令和７年４月１１日（金）から令和７年４月２８日（月）
１７時１５分まで
- ②受付場所 (１)に同じ
- ③受付方法 質問書（様式第２号）に質問事項を記載し、電子メール若しくはファクスにて提出するものとし、電話・来庁における口頭等での質問は受け付けられないものとする。また、電子メール若しくはファックスを送信した後に林業水産課まで送信した旨の連絡をすること。なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。
- ④回答方法 質問に対する回答は、５月２日（金）１７時までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページで行う。

掲載場所：ホーム＞仕事・産業＞入札・契約・プロポーザル＞
プロポーザル＞公募型

(5) 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加表明書等の提出後とする

- ①提出期間 令和7年4月11日（金）から令和7年5月15日（木）
17時15分（必着）
- ②提出場所 (1) に同じ
- ③提出方法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）
※持参の場合は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。）
- ④提出書類 ア. 提案書
及び部数 イ. 事業実績書
ウ. 業務実施体制及び予定業務担当者経歴
エ. 全体スケジュール
オ. 見積内訳書
※各正本1部、副本5部
※詳細は実施要領参照

(6) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- ①実施日時 令和7年5月20日（火）（予定）
※ただし、変更する場合あり。詳細な日時、場所及び時間等については、後日、別途通知

(7) 選定結果の通知

- ①通知予定 令和7年5月26日（月）（予定）
- ②通知方法 郵送にて全提案者へ通知
併せて市ホームページにおいて、受託候補者名を公表する

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして審査会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、審査会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

7 留意事項

- (1) 1者1提案とし、複数提案を禁止する
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする
- (3) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、採用された提案書等に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、全ての提案事項

について契約を保証するものではなく、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行うことがある

(4) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については大分市が定める

8 受託者選定までのスケジュール

項目	日時
(1) 事業内容の公表	令和7年4月11日（金）
(2) 仕様書等の交付期限	令和7年5月9日（金）
(3) 質問書の受付期限	令和7年4月28日（月）
(4) 質問書に対する回答期限	令和7年5月2日（金）
(5) 参加表明書の受付期限	令和7年5月9日（金）
(6) 提案書等の受付期限	令和7年5月15日（木）
(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査実施	令和7年5月20日（火）（予定） ※変更する場合もあり
(8) 選定結果の通知	令和7年5月26日（月）（予定）
(9) 契約締結	令和7年5月29日（金）（予定）